

生活改善規約を持った更生指定村

—より強化された生活習俗の系統化—

和田 健

1. 本稿の目的

本稿の目的は、1930年代を中心に全国のあらゆるところで行われた生活習俗の「改善」の実態を通して、種々の官製運動とこれまで伝承されてきた民俗事象がどのように交差しているかを検討するところにある。官製運動の中でも特に農山漁村経済更生運動において策定された更生指定村の計画書（以下「更生計画書」と記す）は、自力での更生そして各農村の生産性向上そして負債の整理をめざしたものである。そのなかでも「精神の作興」「冗費の節約」を掲げて、生活習俗を改善していく指針を、より具体的に記述されている更生計画書も多く存在する。それらの記述の中で、更生指定村が計画を立案する段階で、何かしらの生活改善規約をすでに策定しているとみられる事例から、各更生指定村が諸々の生活習俗をどのように捉え返し、再認識していったかを検討したい。そのなかで、1920年代から活動が始まった生活改善同盟会による生活改善指針が、1930年代後半の更生計画書にいかに関与しているかについて若干ふれることとしたい。そこで、1920年代にはじまった生活改善同盟会の設立経緯と流れについては整理しておきたい¹。そして対象とする茨城県更生指定村における実相を昭和9年度新規指定の更生計画書から考察していくこととしたい。

種々行われてきた官製運動は、1930年代後半より戦時体制下に入っていくまで、それぞれの運動が重なりながら生活習俗に影響を与えてきたと推測されるが、それぞれの地域でどのような生活「改善」を行う仕組みを作ってきたかの実相を考察したい。

2. 「生活改善運動」ということばそして「生活改善」を示す指針

「生活改善運動」ということば まず本章では、「生活改善」ということばの筆者のとらえ方と本稿での対象について記しておきたい。社会教育学、家政学そして住居学などにおいて「生活改善運動」に関わる研究の学問領域は広い。そして民俗学においても、民俗の変容を考える上では重要なキーワードになっていることばが「生活改善運動」である²。しかしこのことばは長い時代の幅で使われ、輪郭を取りにくい術語のように思われる。本章では、本稿で対象とする時代の1930年代における「生活改善運動」について意味づけを行いたい³。

すでに岩本通弥が、1920年代の民力涵養運動における生活改善に関わる「運動」ということばのとらえ方について言及しており、その指摘に筆者も依拠するが、訓令等の公的記述の中で「生活改善運動」という「運動」という語彙が使われているものではない。岩本はこの「運動」ということばについて、岩本の説明を筆者なりにまとめると、生活改善に関わる諸施策や運動（諸活動）を社会的時代的潮流として着目した場合、政策や行政機構との関連が当然視野に含まれるが、訓令には運動という呼称はなく、生活改善運動ということばは、諸施策の総体だった、と捉えている〔岩本 2011年 91頁〕。

通俗教育としての「生活改善運動」 当初生活改善運動の活動基盤となったのは、生活改善同盟会そして生活改善中央会である。これらの活動については、同盟会の活動を住居学の磯野さとみ、中央会の活動を教育学の久井英輔が詳細な分析を行っている〔磯野 2010年〕〔久井 2007年〕。筆者はこれらの詳細な分析に依拠するとして、本稿では生活改善に関わる事業の端緒とその活動のもとで書かれた刊行物『生活改善の栞』（1924年：大正13年）および『農村生活改善指針』（1931年：昭和6年）と経済更生運動における生活改善指針の関連性について言及したい。

官製運動としての生活改善運動は、1919年（大正8年）、文部省に通俗教育を担当する課として普通学務局第四課が置かれたところから本格的にはじまる。第四課に通俗教育の担当官を置くことにより、生活改善普及に関わる

さまざまな諸施策を策定する基盤ができることとなる。この通俗教育とは、学校教育とは別の範疇で括られる概念といえ、日常の生活、社会的な生活そして家庭の生活を含めて、いわゆる近代的な日常生活に関わる知識と実践という括り方もできよう。「近代的とは何か」は議論のあるところであるが、この当時社会教育の観点から国民の生活、特に賃金により生活をする都市部の新中間層を対象とした啓蒙的活動として通俗教育の必要性が示され、より合理的とされる「生活」の縁取りを目指したのが、生活改善運動の端緒といえる。そしてその実践母体として設置されたのが生活改善同盟会（1920年：大正9年、以下「同盟会」と略す）である。同盟会は展覧会、講習会、講演会、座談会など種々にわたる活動を行い、各地に支部、そして支部よりも小規模な分会を設置しながら活動を展開していった。同盟会は種々行った活動の中でも出版活動も盛んに行われている。

その中でも同盟会で、大がかりな国民生活の基本調査に基づいて作られた刊行物の代表として『生活改善の栞』そして『農村生活改善指針』があげられる。本稿では、経済更生計画書に記される「生活改善事項」との関わりを考えるため、2つの刊行物で取り上げられた生活改善に関わる項目の特徴を概観したい。

『生活改善の栞』の構成 『生活改善の栞』（以下『栞』と記す）の目次構成は、「社交儀礼の改善」「服装の改善」「食事の改善」「旅館其他の改善」「一般生活振りの改善」から成り立つ。

「社交儀礼の改善」は、「一 結婚に関する事項」「二 葬儀に関する事項」「三 宴会に関する事項」「四 贈答に関する事項」「五 訪問接客に関する事項」「六 年賀廻礼時候見舞に関する事項」「七 公衆作法に関する事項」「八 外国人に対する作法」「九 国賓に対する国民の作法と心得」である。一、二、四、五、六に関しては、のちの更生指定村が策定した更生計画書にふれられている内容と関わる箇所が多い。ただし『栞』に記された項目は、農山漁村においても実践するには、今まで行われていた生活の実情には合わないと推測される記述も見かけられる。

たとえば、二の葬式に関わる事項では11項目の指針が記されており、その中で「二 霊前の供物は質素を旨とし、香典は香料の実費に相当するくら

い(壹圓以内)の少額に止めること」「五 葬式の前後の食事および齋はできるだけ質素を旨とし親族並に葬儀係に限ること」「七 途中の葬列は廃止すること」の3項目を取り上げたい。

賃金労働を生活の基盤とした都市生活者にとって、新たに都市部で作り上げる社会関係においては、明確なマニュアルとして捉えることもでき合理的な指針ではあるが、香典の額はそれぞれの農村の生活習俗にとって、一特に本分家などにおける家格の問題が絡んでくると一具体的な一律の金銭で即実行する難しさは想像できる。そして葬儀のときの食事や齋も同様で、それぞれのむらにおける慣習がある中で、一律には受け入れにくいものであろう。葬列も「多忙な今日の時代には相応しからぬやり方」と記されており、都市生活者が対応できる新たな葬儀のあり方といえるが、農村の場合むらの居住空間に埋葬地があるところが多い中では必ずしも一律に受け入れられる指針ではなかったかと思われる。

新たな国民生活をめざす中で、より合理的な葬儀のあり方を見出すときに、この『栞』は合理的なマニュアルとして有効な側面があったであろうが、農山漁村においては葬式を引き合いに出しても一足飛びにはいかないものであったかと思われるのである。『栞』は、国民の合理的な生活を目指す目的として編まれたとはいえるが、農山漁村生活者には個別の実情にそぐわない場合、直接的には受け入れがたい指針も多かったともいえる⁴⁾。

『農村生活改善指針』の構成 『生活改善の栞』のあと『農村生活改善指針』(以下『改善指針』と記す)が、1931年(昭和6年)に公刊される。『改善指針』は序で「『栞』で記した内容と比べて一般的原則では農村にじっくり適合しないという聲が起って参りました」ことから、『栞』をさらに農山漁村に具体的実相にあった形で作り直す意図を示している。

『改善指針』は1924年(大正13年)より内務省、文部省の特別助成を得て委員会を設置し、そののち6年かけて生活習俗に関わる実態調査を重ね編集されたものである。『栞』よりもより農山漁村の実態に合わせた指針を示すことが目的であったこと、そして『改善指針』が経済更生運動の始まる前年に公刊されたことも確認しておきたい。それぞれの更生指定村が『改善指針』をどのように活用したかは、個別の事例において史料確認が必要である

が、更生計画書立案において何かしらの参照をした可能性のある書物ではあることは推測できる。

『改善指針』の構成は以下になる。「社交儀礼の改善」「衣服の改善」「食事の改善」「衛生の改善」である。特に「社交儀礼の改善」は、結婚、葬儀、贈答、宴会、訪問接客年賀廻礼、公衆作法に分けて具体的な改善の指針が記されている。そしてほぼここで記されている内容の項目がすべての更生計画書にある「社会教化」あるいは「生活改善」に関わる記述と内容が重なるものでもある。そして『栞』の国民生活全般を意識した啓蒙的な記述よりも、農山漁村の具体的な生活習俗に照らしたうえで記述された改善指針であることが垣間見られる。本稿では『栞』と『改善指針』の記載をすべて比較分析することには深く立ち入らないことについてはご寛恕賜りたいが、たとえば婚儀に関する項目を例に、その『改善指針』記載の特徴を記したい。

5項目に分けて書かれた婚儀の改善指針の5つめに「五 結婚の前後に於て行ふ各種の儀式や宴会も、前項⁵⁾に準じて成るべく質素にし又は省略すること」と示している。その上で、次のような記述がつづく。

「結婚の話が纏まると、酒入れとか足堅めとかところにより其の名は夫々異れど媒酌人が大きな祝儀樽を持ち込んで親戚近隣の人が集まって、酒宴を催ふしたり、結婚の支度が整えば支度披露と称して近隣の人々を招いたり、又式後に、今日は青年会に披露するとか、明日又は今夕は人会へ挨拶するとか、いろいろの催し事で飲み合すること澤山あります。かかることは一日も早く全廃するがよい。若しやるにしても、極めて簡単に茶と菓子位で結構のことと思ひます。」[生活改善同盟会編 1931年 6-7頁]

(傍線は筆者による)

種々婚儀に関わる生活習俗で、酒入れ、足堅めといった婚約に関わる慣行や、広く村内に婚礼を周知するための披露宴以外の宴会などは、現在でもかつて行われていた婚姻儀礼として民俗調査等でも聞かれる例である。『改善指針』での記述は、婚儀に関わる酒宴を減らし簡素に行うことを示したものであろう。各村この通りの実行を行うことの難しさは想像できるが、種々の

民俗事例にふれながら、具体的な改善指針を示した記述は『栞』にはない。

このように農山漁村の生活習俗を調査した上で、その実態に時折ふれながら具体的な方向性を記載しているのが『改善指針』の特徴である。これらの記載が公刊された年の翌年からはじまる経済更生運動の更生計画書立案にも大きな関わりをもたらせたであろうことは、くり返しになるが個別の史料の突き合わせが必要であるが、推測できるものである。

ここまでの官製運動と生活習俗に関わる改善指針を考えると、つまるところ、1910年代の地方改良運動、20年代の民力涵養運動そして文部省による生活改善運動が交差する中で、国民文化として捉え直す通俗文化を、旧来より伝承される生活習俗を改変していく中で、どのように縁取りして国民生活を合理的に向上させていくかを考えたものであろう。そしてその中で農山漁村の経済的疲弊の改善に合わせて、より勤儉な生活を行うために生活習俗のあり方が問われるなかで、1930年代の経済更生運動を迎えたといえるのである。

3. 生活改善規約をすでに作成済の更生指定村—昭和9年度茨城県内更生指定村を例に—

対象とする資料 本稿では『農山漁村経済更生指定実行町村計画書』（茨城県経済部、以下略して『計画書』と記す。）の昭和7年度から昭和12年度までの更生計画書に記された生活改善指針を対象に考察を進める。その中でも昭和9年度に新規に指定された町村の更生計画書から検討することにする。一連の『計画書』は、年度ごとに茨城県経済部が新規指定された更生指定村の更生計画書を1冊に集約したものである。県が各年度単位で集約した資料であり、当然ながら各町村でまとめた更生計画書の原本は、この冊子体より詳しく補足資料が添付されていると思われる。たとえば本稿で対象とする昭和9年度版の「序」には、「本書は其の昭和9年度指定町村に於て樹立せる計画を纏め印刷に附したるものなるも編輯の都合により基本調査を省き且つ年次別計画表を簡略せり」と記されている。更生計画に必要な統計的な調査結果や2年次以降の計画に関しては詳細を省いていると思われる。

もっとも指定町村の経済更生委員会で書かれた更生計画書の原本は、管見のところ消失しているものも多く、茨城県がまとめた年度ごとの更生計画書の冊子体が、当時の更生計画の実相を見るのに適切な資料であると、筆者は考えている。

更生計画書の書式 筆者はこれまで更生計画書の記載に関わる若干の分析を行ってきたが〔和田 2008年、2011年、2012年〕、本稿での作業確認を兼ねて改めて各指定村の更生計画書の書式についてふれておきたい。

更生計画書は、おおそ以下の大項目に分かれて書かれている例が多数である。

まず「一 本村の概況」⁶において、地理的概況そして農業生産（山村は林業、漁村は漁業の生産）等の現状と問題点を概観し、何故に更生計画の策定が必要か記されている⁷。そして「二 経済更生計画実行案」において詳細に計画案が記されている。この「二 経済更生計画実行案」の中で記される書式は各町村で若干の違いがあるが、おおむね「一 生産部」「二 経済部」「三 社会教化部」の3点の中項目に分けて記されているものが大半である。

「一 生産部」では農地の状況、生産高の現状を記し、向こう3～5ヶ年の間に農地拡大や農産物の生産額向上に関わる数量的な目標設定が記されている。「二 経済部」ではおもに購買そして出荷流通関係の工夫についてである。肥料含めて共同購入を行い効率的な購買を行うことや、負債整理にかかる金融改善を図るために、農家簿記をつけて産業組合からの融資を受け生産性向上を唱える記載も多い。そして「三 社会教化部」では「精神の作興」と「生活の改善」について触れている。「精神の作興」では、おもに祝祭日における国旗の掲揚や男女ともに青年団の活動強化、戸主会や部落会などの定期的な会合により組織を強化することにより、更生計画を具体的に実行する場を設けることなどが書かれている。「生活の改善」に関わる事項に関しては、冠婚葬祭に関わる儀礼の改善、贈答に関わる改善そして入退営にかかる饞別や土産物の廃止について言及することが主である。本稿であつかうのは主として「生活の改善」にかかる記述と実際の各指定町村における生活習俗の関わりについてである。

茨城県当初6ヶ年の更生指定村の実態 まず対象とする一連の『計画書』に見られる茨城県更生指定村の状況を記しておきたい。【表1】のように6年間で163町村であり、年度ごとで見ると7年度、8年度で各38町村、9年度で39町村である。10年度は20、11年度14、12年度14と新規指定が減りつづけた。各年度各郡単位で偏りなく指定されており、重点地域を得に意識しないそして民からの自力的な要望というよりも、官からの機械的な割り振りであったと推測される⁸。

昭和9年度更生計画書「生活改善」に関する記述の特徴 茨城県では昭和9年度がもっとも更生指定村の新規指定が多い年度である。本稿末に掲載した【表2】が、昭和9年度全指定町村の生活改善事項の項目である。すべての更生指定村でふれられているものをあげると、「時間の励行」「社交儀礼の改善」「兵士の送迎に関わる改善」「贈答の改善」である。いずれも先述した『改善指針』にも厚く記されている内容であるが、「社交儀礼の改善」

【表1】 茨城県更生指定村の各郡ごとの新規指定状況（昭和7～12年度）

年 度	昭和7(1932)年度			昭和8(1933)年度			昭和9(1934)年度			昭和10(1935)年度			昭和11(1936)年度			昭和12(1937)年度			合計
	農村	農山村	漁村	農村	農山村	漁村	農村	農山村	漁村	農村	農山村	漁村	農村	農山村	農漁村	農村	農山村	農漁村	
東茨城郡	2		1	2	1		3			1	1		1				1		13
西茨城郡	2			3			2			1			1				1		10
那珂郡	2	1		2		1	2		1	1	1		1				1		13
久慈郡	2	1		2	1	1	2	2		2			1				1		15
多賀郡	2		1	1		1	1	1	1	1				1			1		11
鹿島郡	2		1	2			3			1			1				1		11
行方郡	2			2			2					1	1					1	9
稲敷郡	3			3			3			1	1			1	1				13
新治郡	3			3			4			2				1			1		14
筑波郡	3			3			2			1			1				1		11
真壁郡	3			3			3			2			1				1		13
結城郡	2			2			2			1			1				1		9
猿島郡	3			3			3			1			1				1		12
北相馬郡	2			2			2			1			1				1		9
合 計	33	2	3	33	2	3	34	3	2	16	2	2	11	2	1	10	3	1	163
	38			38			39			20			14			14			

* 昭和7～10年度は「漁村」、昭和11、12年度は「農漁村」と表記。

に関しては、冠婚葬祭に関わる儀礼を、できるだけ簡素にそして費用を抑えて行うことが各町村の更生計画書に書かれている。「兵士の送迎」に関しては、出征者への饞別を華美にしないあるいは廃止すること、出征を祝う幟の贈呈は近いもののみにする、退役後の土産物は廃止するなどが全町村の更生計画書で記されている。兵士の送迎慣行に関わる「冗費」をいかに日常生活から排していくかを記したものである。その他にも家計簿、簿記記載の奨励や貯金の奨励なども「生活改善」の中に記してある計画書もあるが、大項目を立てて、各町村経済更生委員会経済部所掌の項目の中でふれられているものが多い。主として冠婚葬祭に関わる事項では、「冗費の節減」のためにいかに旧来の生活習俗を具体的に改善していくかにふれたものであるといえる。

4. 更生計画との絡みで検討すべき民俗事例

網羅的な生活改善指針を示した更生計画書からわかること それでは昭和9年度の更生指定村で、きわめて具体的な生活改善指針を作成している例から、日常生活習俗に寄り添った改善指針を出していることの意味を検討したい。それは更生計画立案前にすでに何かしらの生活改善規約がすでに存在しているもの、また村是等の記述で生活改善に関わる記述を深く記した更生指定村の例などを記したい。そのうえで、より生活改善の実行を徹底しようとした方策の持つ意味を考えてみたい。

(事例1) 東茨城郡下大野村(現在水戸市)

下大野村の更生計画書は、網羅的な項目立てで計画書が書かれている。「精神作興」の中でも村農会、軍人分会、消防組、養老会、教育衛生婦人会、青年団、女子青年団、少年少女団、青年訓練所、補習学校、小学校、少年消防隊といった村内の社会集団における更生計画での役割を具体的に記している。ここまで村内の公的な社会集団との関わりで更生計画の実行案が書かれているのは、昭和9年度は下大野村だけである。いずれも村民共同で役目を果たすために各集団で村報を発行することが記されており、ニューズレ

ターのような刊行物で情報や目標を共有化しようとしているところに大きな特徴を持つ。

この社会集団においても教育衛生婦人会において「子安講の再興」が記されているところが興味深い。大正6（1917）年に公にされた『東茨城郡下大野村村是』には団体、講会について以下のように書かれている。「団体として実業方面に村農会産業組合あり教育方面に青年会処女会養老会あり各其の当該項の下に詳述したる如く存立の目的に従い活動しつつあり 講会等も従来其数多く各方面に渉りて各種組織ありしか廃立常なく現存せるものは庚申講子安講等なり」とある〔水戸市教育委員会編・発行、佐藤次男監修著 1994年 30頁〕。

大正6年の記載をみるかぎり各種社会集団の活動は多方面で活発なようであるが、いわゆる講集団の活動は庚申講そして子安講をのぞいて次第になくなりつつある旨読み取れる。しかし昭和9年度の計画書では「子安講の再興」という記述があり、約20年の間に次第に子安講が行われなくなったことが想像される。子安講の再興を求めた趣旨は、推測の域を出ないが、農会、軍人分会といった組織よりも婦人会の活動母体が従前より確固たるものではなかった可能性もあり、旧来の講集団を生かしながら定期的集まることを前提とし、子安講の場において講話会などの活動を行う基盤とし、あわせて女性の集まりの活動も整えていこうという趣旨があったのでは、と筆者は考える。

網羅的な項目立てでは「生活改善案」に関しても具体的である。生活改善案では、「一、時間励行」「二、衣食住に関する事項」「三、冠婚に関する事項」「四、葬祭に関する事項」「五、年頭の回礼廃止」「六、家計簿記帳の励行」に分けて記され、各項目1～5の項目が箇条書きにされている。たとえば「四、葬祭に関する事項」では、

1. 葬儀の饗応は手傳、近親、又は遠來のみに止め酒は絶対に廃止すること
2. 香典返しは之を廃止すること、全廃困難の場合は村外のものに限り贈ること
3. 共同葬具の設備、使用を励行すること

4. 酒代又は行器料として親族より贈られたるものは之を當家に返し戻
すること
5. 行器として赤飯、饅頭等を携行する習慣は之を廃止すること、廃止
困難な場合は料金とすること

と記されている。

いずれも旧来の葬送習俗に関わる改善の指摘であり、葬家にとっても参列する近隣の家々にとっても「冗費」にあたるものを削減するための具体的な指摘である。特に5は、もっとも近い家にとっては施すべき生活習俗として茨城県内でも広く伝承され知られているが、計画書では、経済的な負担を考え金銭での代替を奨励している。

またこの5つの事項を記したあとに「右の実行事項は印刷に附し置き各個人は所用枚数を委員より交付を受け親戚等に配布し置くこと」とただし書きをつけている。印刷物により文字化した情報をもとに全体で改善指針を確認する徹底さがうかがえる。

このように農会、軍人分会といった社会集団での具体的な活動指針そして生活改善事項に関わる印刷物を使つての実行事項の共有徹底が特徴である。

上記に加えて、下大野村は生産計画や経済計画も綿密に記された更生計画書の下、肥料の改良や水稻の品種改良など数々の業績を上げて生産力を飛躍的に上げたこともあり、1940年（昭和15年）には農林大臣賞を受賞する。下大野村は昭和12年には特別指定村になり、着実に実績を上げて受賞されるに至った。またあわせて『常澄村史』の記述では、村是の記述が更生計画にも生かされている点を指摘している。茨城県は全国でも全県下網羅的に町村是郡是が編纂されているが、その中でも精度の高い村是を下大野村は策定したという[常澄村史編纂委員会編 1989年 792-793頁]。このように下大野村は、更生指定村から模範組合（模範村）として評価されることになるのである。

さて事例であげた葬儀に関する生活改善については前項であげた『改善指針』にも詳しく記されている。たとえば「三 霊前の供物を質素にすること」という指針のあとに「霊前の供物は哀悼の意を表するためであるのに今日は競ふて見栄を張る弊に陥っています。造花放鳥等の飾り物の為に多額の費用

を投じて得々としている風があります。」と記したのちに「従って又親戚知人等よりの贈りものもかかる虚飾の品は避け、香典の如きも身分不相応に多額を送る必要はないのであります。」「生活改善同盟会編 1933年 14-15頁」と記されている。この更生計画書策定に『生活改善指針』がどう依拠されたかは確認が難しいが、少なくとも弊風として残っている葬儀の際の贈答や多額の香典に関しては「冗費の節減」のもとに具体的に避けていく方法が、下大野村の更生計画書からはうかがえるのである。「無駄遣いをするな」という一点張りの改善指針ではなく、より村の現状に即した生活習俗との関わりにおいて具体的な対処法として出されている生活改善指針として捉えることができるのである。

(事例2) 稲敷郡木原村 (現在美浦村)

稲敷郡木原村は、更生計画書の中に「生活改善必行細目」が記されている。これは昭和9年度新規指定町村の中でも最も細かい項目立てを記載しており特徴的である。全部で28項目の具体的な改善指針が記されているが、木原村も旧来よりの生活習俗を意識した改善指針が記されている点が興味深い。いくつか木原村の生活習俗との絡みで書かれた項目を見てみたい。

たとえば

「一 坪内披露宴慰労会等は車座式とし簡略になし鉢洗等の馳走等は全廃すること」

「一 従来の慣習上行われつつある組合内の親戚中弔祭ある場合組合内多人数出頭せざること、但父母の場合に限り両隣に総代すること」

「一 当日左記貼紙を掲示すること。

(イ) 規約に基き飲酒を禁し引物廃止のこと

(ロ) 親戚及一般会葬者並びに他町村よりの悔い客の外膳部を供せざること

(ハ) 撒銭を廃止し、花輪造花の行列は廃すること」

(傍線は筆者)

冒頭の婚儀に関わる坪内の慰労会は、婚礼に前後して幾重にも行われる宴で行われていたことを踏まえた上で、坪内の慰労会は、簡略にかつ祭りの後

の鉢洗いのような場にしないことがうかがえる。これも先述した『改善指針』の婚儀に関わる記述と合わせて具体的な改善指針といえる。

婚儀の諸儀礼に関しては『美浦の民俗』に興味深い報告がなされている。婚礼後の行事に関しては、宮参り、仲間入り、挨拶回り、里帰りがある。この中で仲間入りは「祝言の翌日か日のよい日を選んで、坪内の婦人で遊山講仲間となる人たちを招待する。招かれた婦人たちは羽織を着て出席した。」とあり「当家でたくさんのご馳走を作り歓待をする。その後、引き出物（鯉節のり）が出てお開きとなる。」と報告されている〔美浦村史編纂委員会編 1999年 100頁〕。また里帰りでも、実家に出向かせるときに手土産を持たせ、また実家から帰るときには婚家の近隣に配る手土産を持たせるという。祝言のこともさることながら、その後の婚儀に関わる生活習俗のあり方に合わせて、更生計画書ではできる限り簡素を旨とするような指針を記しているとも考えられるのである。

また更生計画書に書かれた中弔祭に関しては、本来的には親族を主体にして籠もり行われていたものが、組内の範囲に拡げながら成り立っていたことを踏まえ、参加者の範囲が明瞭とはいえないが、出来る限り参加者の拡大がないように記している。ただしこちらも『美浦の民俗』を見ると、初七日、三十五日、四十九日すべて組合の人々の墓参あるいは葬家に出向き、組合の人々、近親者の墓参の後酒肴を用意して供養の宴とするという〔美浦村史編纂委員会編 1999年 105-106頁〕。これらからつきあわせると、組内そして坪内をもとにした幾重にもわたるつきあいを前提としたうえで、更生計画書では婚儀、葬儀のあり方を考えて記載したのではないかと推測できるのである。

このように、木原村の更生計画書は、旧来よりある生活習俗に則りながら踏み込んだ改善項目を示している。そして最後の貼り紙は、ただ単なる口頭の申し合わせではなく、文字化し可視的に生活改善に関わる細目を守るよう徹底させていくものといえる。このように、より地域の状況に踏み込んだ生活改善指針は、貼り紙や印刷物により、確認と徹底化をはかっているところにも特徴がある⁹。

(事例3) 新治郡中家村 (現在土浦市)

次に示す中家村の更生計画書では「三 社会教化部」のなかで詳細な申合規約を箇条書きにして記載している。10項目にわたり箇条書きにされ、その中でも「五 婚礼」では4つ、「六 葬儀」では8つ、「七 入退堂」では4つそして「一〇 贈答に関する事項」では3つの小項目を掲げている。他の更生指定村よりも実効性があるかどうか疑わしいが、やや厳しい改善目標を示している印象である。

たとえば「五 葬儀」に示された8つの項目のうち

- 3 葬儀の通知は郵便、電報、電話を利用して二人使いを廃しやむを得ざる場合は一人にて通知をなすこと
- 4 一般会葬者に対しては酒類の饗応または香典返し引き出物あるいは物品の贈呈を廃止すること
- 5 弔旗、造花等の贈呈を廃止すること

の3つの小項目に注目したい。

まず葬儀に通知については、中家村含めて現在の土浦市では、中城地区と呼ばれる町場をのぞいて、広く二人使いの習俗が残っていたという。『土浦市史 民俗編』によると「二人一組で行くのがきまり」とされ、通知に来た人はツゲビトと呼ばれ彼らには「必ず酒肴を準備して、接待するのが習わしで」あり、「中には酒肴だけでなく足代として、お金を包むところも少なくなかった」という〔土浦市史編さん委員会編 1980年 230頁〕¹⁰。中家村ではないが、現土浦市域の村ではお金ではなくたばこをツゲビトに差し上げる地区もあり、告げられる親族側も相応の負担がある生活習俗であったことが伺える。この生活習俗に踏み込んで「廃止」を指針として出しているが、なかなか実行が難しいからか、やむを得ない場合は一人で行くようにという記述が加えられている。

また一般会葬者への饗応の廃止そして贈答の廃止であるが、埋葬後の「忌中払い」「きよめ」は中家村にとどまらず現在の土浦市域にあたる全旧村部で行われ、「会葬者の他に組や講のものも、一緒にご馳走になり、近親、親

戚のものはサービスにつとめる」ものであったという〔土浦市史編さん委員会編 1980年 238頁〕。

4に関しては、一般会葬者のみならず広範囲の参加者のあった忌中払いに踏み込んだ記述であるが、以後簡素化への道筋はたどったかとは思いますが、当該指定村にとっては、難しい傾向があったように推測される。

もっとも5に記載された造花の廃止に関しては「生活改善運動などによって、花輪なども次第になくなっていった」とあり、中家村以外の更生指定村においては造花の贈答は続けられた例も見受けられたが、これに関しては廃止する方向で進んだように推測されるのである。

（事例4）筑波郡十和村（現在つくばみらい市）

十和村の更生計画書では、「三 実行計画」の大項目の中にある中項目「社会教化」のなかで「四 生活改善」の小項目を設け、さらに4つの項目に分けて記されている。

「四 生活改善」の冒頭には「昭和六年一月、十和村経済緊縮生活改善実行会に於て誓約したる左記各項の確守を期すること」とある。昭和9年の更生指定の前にあらかじめ生活改善の実行に関わる会合と取り決めを行っている。

『十和村誌』には「昭和五年経済更生指定村となり、生活の改善、農事改良等に相当の業績をあげ冠婚葬祭等も相当簡素化された」という記述がある〔十和村誌刊行会編 1955年 45頁〕。ここで書かれている「昭和五年」には経済更生運動は行われていないので間違いではあるが、おそらく「十和村経済緊縮生活改善実行会」での活動をさして『十和村誌』では書かれたのであろうと思われる。しかしながらこの記述からは、昭和9年の更生計画書立案の段階で、全村あげて生活改善に関わる何かしらの実践がすでに行われ村内に組織的に周知されていたことがわかる¹¹。また「明治三十年代「村是調査」とその実践が認められ県下の模範村と讃えられたことも明記すべき事蹟である」〔十和村誌刊行会編 1955年 46頁〕とある。村是調査で成果を上げた村が、段階を踏んで生活改善に関わる全村的な具体的活動を行った事例であるといえる。

確守項目は4つに分けて各々で箇条書きされている。「(一) 冠婚」で5つ「(二) 葬祭」で5つ「(三) 入隊営」2つ「(四) その他」の4つを箇条書きにしている。

この中で踏み込んだ指針と考えられるものに(二) 葬祭について「(ホ) 霊祭、法会は毎年春秋の彼岸に大字全部共同法会とし個人法会を廃止すること」とある。各家々で行われていた法事関係の集まりを、年に二回大字共同で行うことを提案している。全更生指定村の計画書には、近隣の家々の葬祭等の出席では酒肴を用意しないなどはふれられているが、ここまで踏み込んだ形で共同かつ定期的な法会に制約する具体例はない。

この例を含めて実行の徹底を呼びかける記述は、十和村の更生計画書には見られ、確守要項においても「字内委員の指揮を受け自由行動をなさざること」と最後に締めくくっていること、そして更生計画書の末尾に以下のような戸主の誓約書が掲載されている。

宣誓

十和村経済更生委員会に於いて立案する更生実行案は極めて適切なるを確信
之が実行を期す

右宣誓す。

昭和9年 月 日

戸主 何 某 印

これは別紙にて誓約書を戸主に書かせて提出を求めたものと思われるが、更生計画そのものを全戸そして全村をあげて実行徹底したい態度がうかがえるものである。

(事例5) 真壁郡関本町(現在筑西市)

関本町は、1916年(大正5年)県是模範実行町に指定されてのち、各種産業の施設の整備から生活改善等の活動まで活発であったといわれる。『関本町報』昭和9年5月号によると、昭和9年の段階で更生指定町村になったのもそういった前段階での活動が評価されて模範的な更生計画を実行され

るという評価を当時の行政側は意識していたとみられる¹²。

関本町の更生計画書は「二 経済更生計画」の大項目の中を4つの中項目「一 農業経営の改善計画」「二 農家経済の改善計画」「三 社会教化に関する計画」「四 計画の実行督励」に分けて詳細が記されている。その中で生活習俗に関わる事項は「二 農家経済の改善計画」の中に書かれた5つの小項目のひとつ「(二) 生活の改善」に記されている。社会教化に関わる事項や独立して生活の改善の中項目を立てて記す更生計画書がほとんどであるが、関本町のように農家経済に関わる箇所に記載されている更生計画書は珍しい。

そして生活改善の小項目冒頭には、「本町に於ける大正十二年一月設立の節約同盟会及び昭和五年八月各名誉職の申し合わせに依る生活改善の条項を遵守するは勿論なるも尚此の際左の各項を特に強調実行せしめんとす。」と記されている。

すでに更生指定される前段階である1920年代には詳細な生活改善条項が存在していたと考えられ、その内容を更生計画書の中にそのまま転載せず、シンプルにしかし具体的な目標を5項目示してある。要約すると「1 集会などでの時間を守る」「2 冠婚葬祭で冗費節約、特に共同葬具の使用を全町的に計画」「3 入退宮に関わる饗宴は質素に、土産物は廃止、餞別金の代わりに軍服を贈呈する」「4 嗜好品は消費節約、丁年の禁酒禁煙断行、毎月5日に酒無しデーの設定」「5 年賀回礼は廃止徹底するが1月1日の新年会等は部落より出席する」となる。

2の共同葬具の全町的な使用の奨励は、すでに前段階で共同葬具の設置が進められていると推測される。昭和9年度の段階では、更生指定村に対しての特別助成はされておらず、茨城県での更生指定村が共同葬具の導入を出してくるのは特別助成を受けた更生指定村が財政的な支援を受ける昭和11年からが一般的ではある。関本町は、すでに節約同盟会を中心として共同葬具の準備が進められていたと考えられ、そののち更生指定町村になった昭和9年には全町域での共同葬具設置を目標に掲げている。節約同盟会が「生活改善同盟会」と連動した活動であるかどうかは、直接の関係性を断定するところまではできない。しかし節約同盟会は1923年（大正12年）設立

であり〔関城町史編さん委員会編 1987年 352頁〕、生活改善同盟会の設立が1920年（大正9年）でこの年から全国的な諸活動が始まったときであることを考えると、何かしらの関係性はあったであろうとは推測できる。

もう一度更生計画書に戻りたい。関本町はすでに模範的な町としての行政的な評価を持ち、そして節約を前提とした生活改善規約を作成しそしてそれに基づく諸活動が活発であったことといえる。そのため更生計画書に記された「饞別の代わりに軍服の提供」や「酒無しデー」の設定は、スローガ的な目標ではなく、より具体的な実践内容として示されたものといえるのである。

（事例6）北相馬郡文村（現在利根町）文村は、「二 経済更生計画の大綱」という大項目の中に「一 社会教化計画」「二 農業経済改善計画」「三 生活改善に関する計画」の3つの中項目で構成されている。生活改善は、社会教化と分けて、さらに中項目で独立して厚く記述されている。その「三 生活改善に関する計画」冒頭に、

本村は昭和七年九月八日文村生活改善同盟会を組織し規約十四条を設け全世界に協賛調印を得各大字に実行委員を任命し之が項目の徹底的実行に勉め勤儉力行冗費節約を計り一路初期目的貫徹に向かって邁進しつつあり。
（傍線は筆者）

と記されている。

すでに更生指定村になる前に行政村全体で生活改善同盟会を組織していること、そして生活改善同盟会の実行委員が各大字に設置済であることが記されており¹³、生活習俗にかかる公的な取り組みは経済更生運動の前段階で活発に進められているようである。実行項目も「一 冠婚葬祭」で16、「二 出産節句に関する事項」で3、「三 兵士送迎に関する事項」で5、「四 雑件」10、「五 希望事項」2の、合計36の箇条書きされている。ただし文村独自の生活習俗に関わった記述は多くなく、葬儀のときの「撒き銭、造花の禁止」や祝い事に関わる「宴会はやむを得ざる場合以外は開かない」など、

確守したい事項を網羅的に書かれている印象である。

ただそれらの実行内容に関しては「実行項目中冠婚葬祭又は入営若しくは除隊等の場合は当事者より其の都度字の実行委員に届けること」とあり、家や個人の域を超えて文村全体で生活習俗（特に社交儀礼）を管理していきたい姿勢が計画書からは見て取れる。

5. 小括と今後の課題—生活を「改善」するのは何のためか？—

生活改善事項の実行の徹底化と方法 昭和7年度より始まった経済更生運動は、財政的支援の乏しいものであった。そのため「自力更生」による努力目標で、生産の向上や負債の整理などできるかぎりすすめられたが、同時に日常生活習俗に関わる「冗費の節減」が実行可能にみえる目標であった。しかしながら経済更生運動の3年度目に入る昭和9年度にいたっては、スローガンのなかけ声だけではなく、たとえば「古来の儀礼を失せざる程度において改善を断行せむとする」（久慈郡小里村更生計画書）とあるように、計画を強く実行していく方策を記されている更生計画書が増えてくる。生活改善における指針について、組織的に実行を強化させていった方法について2つ整理しておきたい。

ひとつは印刷物による生活改善事項の徹底共有である。「計画実行案を印刷に付し毎戸配布し実行案を徹底せしめ」（久慈郡黒澤村更生計画書）や「右の実行事項は印刷に附し置き各個人は所用枚数を委員より交付を受け親戚等に配布し置くこと」（事例1、下大野村）、葬式を行う場所に「一 当日左記貼紙を掲示すること（イ）規約に基き飲酒を禁し引物廃止のこと（ロ）親戚及一般会葬者並びに他町村よりの悔い客の外膳部を供せざること（ハ）撒銭を廃止し、花輪造花の行列は廃すること」（事例2、木原村）そして戸主に更生計画の実行を書面で取り交わす誓約書を書かせる（事例4、十和村）など、改善事項を文字により可視化し、努力目標から義務として改善を守るように求めるものである。この他にも町村のような行政単位から農会、青年団などの社会集団単位に村報のようなニューズレターを出しながら更生計画の実行を徹底させる方法として、印刷物を活用させている。

もうひとつは、定期的な会合を持つことにある。「[十九夜講を利用して講演講話会をなす] (新治郡斗利出村更生計画書) [各部落に懇談会] (久慈郡黒澤村更生計画書) [毎年1回精神修養講習会、映画会、農事座談会等を開催し経済更生の趣旨を徹底せしむること] (久慈郡小里村) といった会合をいかに増やし活用するかの記事が各更生計画書に見られる。事例1の下大野村における「子安講の再興」なども女性が定期的に集まる場を設けようとするものであろうと思われる。全町村の更生計画書で「時間の確守」「集合時間に遅れない」という記事があるのも、こういった町村内の諸集団での会合の徹底化を図るものでもあろう。各々の関わる諸集団で団結し、改善事項を徹底化させていくものでもある。

生活改善事項の実践を強化していくことは、書面による共有や集団での会合を十重二十重に増やしていくことにより、暗黙の中で行われる生活習俗が町村内の約束事へと変更させる過程であるともいえる。模範的とされた更生指定村は、公的な機関から団結したまとまりを持つ集団という意味では優秀と見なされたともいえ、ひいては国家の系統化の中に組み込みうる社会集団として機能していったともいえるのである。

米山俊直は、行政村の中に組み込まれていった近代以降のむらは「地図上からはなくなった」が存在は「むしろしつこく生き残ってきた」と述べ、「むらは古くよくない習慣を残しているものとして、批判されることがしばしばあった」とし、封建的というレッテルは「むらの慣習にもよく貼り付けられた」と述べている。近代日本の新しい価値観と相反する習慣をむらは持ち得ているというマイナスの見られ方がある反面、「むらのまとまりは便利な単位として、国家や地方自治体に利用されている。軍国主義的編成の中でも、むらは聖戦完遂のためのさまざまな犠牲を強いる対象として、ちょうどよい集団であった。」と官側にとっても系統化させられる末端の単位としてのむらの存在をあわせて述べている [米山 1967年 36-37頁]。近代化と軍国主義的国家体制の系統化において、むらの人々は自らの生活習俗をどのように「改善」提唱の中で均質化させたのか。あるいは変化させずに伝承してきたのか。生活習俗の大きな変容は、1960年代を中心とした高度経済成長期も時代の結節点と捉えられるが、1930年代後半から40年代前半の戦時体制

下に入る段階においても大きな時代の結節点であったと思うのである。

生活を「改善」するのは、たしかに冗費の節減が目標として掲げられているが、改善事項を確守していく過程で町村内の組織強化と統率が図られる結果になり、官（行政側）と民（むら内のつきあい）の連絡系統の強化を図る礎になったともいえる。少しずつ国家と末端の村の系統的な組織化が図られる流れが昭和9年の更生計画書からも明確に出てきているともいえる。官から農山漁村民への「啓蒙」的な生活改善指針は、通俗教育の文脈から近代的な生活文化の向上と評価されることと同時に、改善し模範とする生活習俗のあり方が、陋習という反対概念として意識づけられるものであったともいえるのである。

今後の課題 ここまで更生計画書に関わる生活改善指針の持つ意味を考えてきたが、対象としている昭和7年から12年度の茨城県全体の『計画書』をもとに以下の観点で見ていくことを今後の作業課題として記したい。ひとつは更生指定村の村是との照合である。たとえば、事例1で取り上げた下大野村の村是は、通例の村是のフォームに加えて生活習俗に関して深く記されている。これは村是執筆者の筆力によるものであるが、村是の成果と更生計画書の関わりが163の更生指定村の中でどのような特徴があるのかを検討したい。そして事例4の十和村、事例5の関本町そして事例6の文村のような、更生指定村になる前より既存の生活改善活動を実践していた町村の活動とそれに対する評価を見ていきたい。厚い記述をした村是や早い段階から実践してきた生活改善同盟会を中心とした官製運動との交差の中で、経済更生計画書が立てられている町村の特徴を見ていくことにより、広く「模範村」とよばれた村の特徴と生活習俗の実相を見ていくことが必要であると考えている。生活を「改善」していく中で、特に冠婚葬祭を規範化させていく中で、戦時体制のむらのあり方を見ていきたいと考えるのである。対象とする資料の年代について、昭和7年は満州事変勃発そして昭和12年は日中戦争に入る年でもある。大政翼賛体制に入る前の農山漁村における人々そして家々の集まりであるむらの生活習俗の作られ方を精査していきたいと考えている。

（本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究C「戦時体制下の公的

施策と民俗—経済更生・生活改善各運動の同時代的交差からの検討—(研究代表者: 和田健、研究課題番号: 25370934、2013~2015年度)による成果の一部である。)

[参考文献]

- 磯野さとみ『理想と現実の間に: 生活改善同盟会の活動』(ブックレット近代文化研究叢書、6) 昭和女子大学近代文化研究所、2010年
- 板垣邦子『昭和戦前・戦中期の農村生活 一雑誌『家の光』にみる一』1992年 三嶺書房
- 茨城県史編集委員会監修『茨城県史 近現代編』茨城県 1984年
- 茨城県農業史編さん委員会編・発行『茨城県農業史料 農村生活編』1978年
- 岩本通弥「可視化される習俗 一民力涵養運動期における「国民儀礼」の創出一」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第141集 2008年)
- 岩本通弥「家族をめぐる二つの生活改善運動 一民力涵養運動と新生活運動」(田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村の生活改善事業と新生活運動』農文協 2011年)
- 十和村誌刊行会編・発行『十和村誌』1955年
- 生活改善同盟會編・発行『生活改善の栞』1924年
- 生活改善同盟會編・発行『農村生活改善指針』1931年
- 関城町史編さん委員会編『関城町史別冊史料編 関本町報』1986年 関城町
- 関城町史編さん委員会編『関城町史 通史編 下巻』1987年 関城町
- 土浦市史編さん委員会編・発行『土浦市史 民俗編』1980年
- 常澄村史編纂委員会編・発行『常澄村史 通史編』1989年
- 利根町教育委員会編『利根町史 第2巻 史料集』利根町
- 富田祥之亮「むらの生活革命 暮らしの都市化」(新谷尚紀、岩本通弥編『都市の暮らしの民俗学① 都市とふるさと』吉川弘文館 2006年)
- 富田祥之亮「農山漁村における「生活改善」とは何だったのか—戦後初期に開始された農林省生活改善活動」(田中宣一編『暮らしの革命 戦後農村の生活改善事業と新生活運動』農文協 2011年)
- 久井英輔「昭和前期における生活改善中央会の組織と事業」(『兵庫教育大学研究紀要』第31巻 2007年)

生活改善規約を持った更生指定村—より強化された生活習俗の系統化—

八木透「生活改善運動」(福田アジオ他編『日本民俗大辞典(上)』吉川弘文館1999年)

水戸市教育委員会編・発行、佐藤次男監修著『常澄村史 地誌編』1994年

美浦村史編さん委員会編・発行『美浦村誌：美浦村誕生40周年記念』1995年

美浦村史編さん委員会編・発行『ふるさと美浦の民俗』1999年

谷和原村史編さん委員会編『谷和原の歴史 通史編』2003年 谷和原村教育委員会

米山俊直『日本のむらの百年』日本放送出版協会 1967年

和田健「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり —昭和七年度茨城県指定村の事例より—」(茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』第92号)2008年

和田健「石黒忠篤と民俗学周辺」(国立歴史民俗博物館編・発行『国立歴史民俗博物館研究報告』第165集)2011年

和田健「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行—昭和八年茨城県更生指定町村38の事例から—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号)2011年

和田健「農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相—昭和九年度更生計画書を中心に—」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第41号)2012年

〔註〕

- 1 もちろんこの当時の流れの中で、産業組合を基盤とした「家の光」による運動も融合しており(たとえば[板垣 1992年])、雑誌メディアによる啓蒙的な言説も切り離すことはできないが、本稿では生活改善同盟会の活動およびその成果との関わりから経済更生運動における生活改善指針を考えてみるものとする。
- 2 「生活改善運動」ということばは、民俗学の領域で各々の民俗事象の変容と関連させて捉えられている。ただし近年の論考および『日本民俗大辞典』におけるこの用語の解説からは、主として戦後の施策として捉えられて対象化しているものが主流である。たとえば八木透の解説冒頭には「主として第二次世界大戦後に展開された生活改善普及事業・新生活運動・保健所運動・公

民館活動など、地域住民の生活改善や健康衛生の向上を目指して行われた諸活動をいう。」と述べられ、戦前の種々ある官製運動の中で行われているものも含めて生活改善運動の総体を解説している [八木 1999年 924頁]。本稿では戦前に行われた種々の官製運動の中で交差し存在した「生活改善」の施策を対象としたいと考えている。

- 3 富田祥之亮はじめ多くの研究者が戦後の生活改善運動について報告され論究されている。戦後の生活改善運動は、農林省による農業改良普及事業における「生活改善普及事業」が端緒となっている [富田 2011年 28-29頁参照]。新生活運動とも関わる戦後の諸施策について「生活改善運動」ということばでくられることが多いが、本稿ではその前段階における戦前の生活改善同盟会および中央会が母体となった時期のものを対象とする。
- 4 たとえば「旅館其他の改善」のなかに、「暦及び年中行事の統一」という項目がある。そのなかで太陽暦の使用を奨励することが記されている。「明治六年に、太陽暦を用ふることになってから正に五十年であることにも拘わらず、現行暦は今なお新暦と称へられ、未だ十分民俗に融合するに至らないのは、甚だ遺憾なことと思ひます」と記し「暦は太陽暦を用ひ、太陰暦は一切使用せざること」と指摘している。ただし、この記述のあとに「潮汐や月光利用の関係上、実際において太陰暦を必要とする地方に対しては、毎月の朔望か、または一層詳しい日々の月齢を周知せしむる便宜の方法を講ずればよいと思ひます。」とあり、農山漁村の実情に合わせた記述も出されている (生活改善同盟会編 1924年 112-113頁)。暦に関して太陽暦を徹底させて、国民全体が年中行事をずらして行わない旨目指しているが、その実践の難しさを垣間見る記述といえる。なお後年公刊された『農村生活改善指針』には太陽暦の絶対使用に関わる記述はなくなっている。
- 5 前項とは「四 結婚式は神聖の場所に於て行ひ披露の会は簡素を旨とすること」のことである。婚儀に関わる記載を筆者なりに要約すると、「一 婚約をするときにはお互いの性格や健康を確認すること」「二 入籍は結婚式のあと速やかに行うこと」「三 支度や調度は簡素にする」ことが記されている。いずれも農山漁村で伝わる生活習俗を意識したものであり、一は、相手を選ぶとき家の論理よりも婚姻当事者の属性を把握することを優先することを意識したものであろう。二に関しては、いわゆる足入れ婚等の入籍をせずにのちのち嫁又は婿の働きぶりを見て正式に入籍の手続きをすることを避け、結婚式や婚姻の証として捉えるべきとする見方である。

- 6 この他に「一 農村の概況」などタイトルの差はあるものの地理的、経済的概要が記されている点はすべて共通である。
- 7 なお何故に更生計画が必要かを概況の中に取り込まず、「二 更生計画を必要とする理由」と記して大項目を立ててその後に「三 経済更生計画細目」など具体的な計画案を書く構成の町村もある。
- 8 『茨城県史 近現代編』では、新規指定町村のねらいについて「更生運動が在地の実情と特殊性に基づいて展開されたものではなく、上からの指導により展開されたものであることをものがたっている。」と記している [茨城県史編集委員会監修 1984年 604頁]
- 9 『美浦村誌』によると、昭和9年の更生計画書は各戸に配布したと記されている。
- 10 この事例は中家村にある下高津地区の事例として報告されている。
- 11 また『谷和原村の歴史 通史編』においても「総じて十和村の更生計画では、「本業更生」よりも、社会教化に力点が置かれている」と評価している [谷和原村史編さん委員会編 2003年 506頁]。
- 12 町報の記述には経済更生模範実行町に指定されたことを「大なる刺激と緊張味を与えらるることとして快心に堪えない」と記している。行政側も意欲を強く持ち全町体制で更生計画を立てようとしていることがわかる [関城町史編さん委員会編 1986年 300頁]。
- 13 大字組長から回覧用にかかれた「生活改善同盟会設立趣意書及規約並に実行事項」によると、書面の日付は「大正12年2月1日」であり規約は7つの条文、実行事項が合計20項目記されている [利根町教育委員会編 1983年 170-174頁]。生活改善同盟会の全国的な活動が始まった時期に近い史料でもあり、早い段階で生活改善同盟会の活動を行い、改めて昭和7年に規約を作り直したと考えられる。

【表2】 昭和9年度茨城県農山漁村経済更生計画書各指定町村の記載構成と生活改善事項

区分	指定町村		(現市町村名)	〔二、経済更生計画〕の中に記された「生活改善」(あるいは「社会教化」に関することも含む)に関する記載事項
	郡名	町村名		
農村	東茨城郡	下大野村	常澄村に合併のち現在は水戸市	「一、時間励行」「二、衣食住に関する事項」「三、冠婚に関する事項」「四、葬祭に関する事項」「五、年頭の回礼禁止」「六、家計簿記載の励行」
		竹原村	小美玉市	「社会教化」の中で中項目「一、宣誓式」「二、生活改善」「三、各種団体」が記される。その中で「二、生活改善」では「イ、冠儀に関する事項」「ロ、婚儀に関する事項」「ハ、葬儀に関する事項」「ニ、祭儀に関する事項」「ホ、兵士の送迎に関する事項」「ヘ、その他」の小項目に分けて記載。
		長岡村	茨城町	「社会教化部」の中に実行規約を簡条書きにして掲載。その中で「三 生活改善に関する規約」において「第一 時間励行六ヶ条」「第二 婚礼八ヶ条」「第三 葬儀一七ヶ条」「第四 贈答三ヶ条」「第五 入退営兵送迎六ヶ条」を詳細に記す。
	西茨城郡	南山内村	笠間市	「四 社会教化に関する事項」の中で、「1 農業公民教育の徹底に努むること」「2 男女青年団の活動にいっそう努むること」「3 生活改善をなすこと」の三つを記す。生活改善の中で「イ 時間励行」「ロ 贈答品を改善すること」を記す。
		大池田村	笠間市	「二 農家経済の改善」の中にある中項目「二、生活改善」の中に「1.時間励行」「2.社交儀礼の改善」が記される。さらに中項目に「三、休業日の設定」「四、農業簿記入の奨励」が並ぶ。そして「二 農家経済の改善」とは別立てで大項目「三、精神作興」が付され、生活改善とは別の記述分けがされている。
	那珂郡	塩田村	常陸大宮市	「二 生活改善に関する事項」において「一、時間励行」「二、冠婚葬祭に関すること」「三、兵士の送迎に関すること」「四、一般の年始廻礼は従来慣行し来れる方法により之れを行ひ精神的慶祝の意を表するに止ること」「五、貯金組合に関すること」「六、生活用品の目録」「七、簡単な家計簿を備へ収支の情況を明にすること」の7つの中項目に分けて記載。
		佐野村	ひたちなか市	5つの大項目「四 社会教化部」において「一 生活改善」「二 冠婚葬祭並に社交」「三 祝祭日」「四 虚礼廃止と勤勉貯蓄」「五 経済簿記の普及」を記す。
	久慈郡	幸久村	常陸太田市	4つの大項目のひとつに「三 社会教化部」があり、その中で「一 生活改善」「二 社会教化」「三 教育の振興」の中項目を立てる。「一 生活改善」の中で「(イ) 社交儀礼の改善」「(ロ) 冠儀に関する改善」「(ハ) 婚儀に関する改善」「(ニ) 葬儀に関する改善」「(ホ) 祭式に関する改善」「(ヘ) 兵士の送迎に関する改善」「(ト) 其の他」の7つの小項目を立てる。
	多賀郡	日高村	日立市	5つの大項目のひとつ「三 生活改善部」の中において6つの中項目に分けて記載。中項目の文言を略して記述すると「一 時間の確守」「二 結婚式」「三 葬儀」「四 入退営」「五 社交儀礼」「六 衛生」の6項目。
	鹿島郡	新宮村	鉾田市	4つの大項目のひとつである「三 生活改善」の中において11の中項目に分けて簡条書きに記す。各中項目の観点は要約すると「1.時間」「2.冠婚葬祭の経費」「3.禁酒」「4.村外の葬儀参列」「5.村外葬儀で清浄料を受けない」「6.出産、節句等の祝」「7.病氣見舞いの返礼」「8.祭礼の出席者の範囲」「9.入退営」「10.一般の手伝いと農家組合」「11.寄付」の11項目。
		諏訪村	鉾田市	「三 経済更生計画」の中に9つの大項目があり、その中の「八 生活改善」の中で、9つの中項目(時間励行、祭礼、冠婚、葬祭、徴兵入退営、出産、家計簿の使用奨励、貯金の励行、其の他)を記載。
		高松村	鹿嶋市	経済更生計画書には生活改善規約が記されるが、細かい指示に関しては、計画書に添付せず。

生活改善規約を持った更生指定村—より強化された生活習俗の系統化—

区分	指定町村		(現市町村名)	「二、経済更生計画」の中に記された「生活改善」（あるいは「社会教化」に関することも含む）に関する記載事項
	郡名	町村名		
農村	行方郡	要村	行方市	5つの大項目の中にある「四 農家経済の改善」の中で「(一) 生活改善を行ふこと」の中項目に5つの小項目（「衣食に関する事項」「冠婚に関する事項」「祭葬儀に関する事項」「入営、除隊に関する事項」「時間励行に関する事項」）を記す。
		玉造町	玉造町	3つの大項目の中にある「三 社会教化部」の中で「一 生活改善に関する実行事項」の中項目。その中に10の小項目（「婚儀に関する事項」「葬儀に関する事項」「兵士の送迎に関する事項」「祭儀に関する事項」「冠婚に関する事項」「贈送に関する事項」「衣食住に関する事項」「家庭経済に関する事項」「貯金奨励に関する事項」「宴会に関する事項」）を立てる。
	稲敷郡	木原村	美浦村	大項目「三 生活改善必行事項」のなかに「綱目」と「生活改善必行細目」に分けて記載
		阿波村	稲敷市	5つの大項目の中にある「四 生活改善」の中で「時間の励行」「冠婚葬祭」「葬儀」「兵士送迎に関する事項」「公共的義務の励行」の5つの中項目
		馴柴村	龍ヶ崎 市	4つの大項目の中にある「三 経済更生計画細目」の中で8つの中項目を設定。その中に「七 生活改善」がある。さらに実行方法として5つの小項目（「時間励行」「生活用品自給自足」「予算生活の奨励」「冠婚葬祭」「兵士の送迎」）
	新治郡	斗利出 村	土浦市	4つの大項目「一、実行組織に関する件」「二、農業経営上に関する事項」「三、生活改善に関する事項」「四、農村教育に関する事項」に分かれる。「三、生活改善に関する事項」では「婚儀に関する事項」「葬儀に関する事項」「祭儀に関する事項」「冠婚に関する事項」「贈答に冠する事項」「衣食住に冠する事項」「兵士の送迎に冠する事項」「家庭経済に関する事項」「貯蓄奨励に関する事項」の9項目。
		中家村	土浦市	5つの大項目の中で「三 社会教化部」の中で生活改善に関わる記述を。この中で「一般の自覚を促し生活改善の方針を確立し儀礼を失わぬ程度に改善断行せんがために左記生活改善規約を制定しこれが実行の徹底を期せんとす」と記載。申し合わせ規約を細かく明文化し、計画書に記載。申し合わせは10項目。まとめると「神仏に関わること」「祭礼の期日統一（小学校単位）」「出産、節句」「婚儀」「葬儀」「入退営」「新盆祝いの廃止」「祭礼、酒肴の節約」「贈答」
		小幡村	八郷町	3つの大項目「一、生産部」「二、経済部」「三、社会教化部」。その中で「三、社会教化部」の中で2つの中項目「一、生活の改善」「二、教育上に関する施設」に分けて記述。一では、「新年回礼に関する事項」「婚儀に関する事項」「冠婚に関する事項」「葬儀に関する事項」「祭儀に関する事項」「入営兵士の送迎に関する事項」「衣食住に関する事項」の7つに分けて記述。
		安飾村	かすみがうら 市	「一、本村の概況」のあとに「安飾村社会教化風俗改善実行方案」および「改善並に実行事項」を記し、そこに生活改善事項を具体的に記す。「改善並に実行事項」では「一、生活改善」「二、社交儀礼の改善」「三、葬儀に関する事項」「四、其の他に関する事項」に分ける。「四、其の他……」では、入営退営に関わること、床上げ祝に関わること、休業日に関わる事が記される。
		十和村	つくば みらい 市	「三 実行計画」の中に、「一 社会教化」「二 本業更生」「三 副業更生」「四 其の他」の更生計画の中項目に分けて計画書に記載。「一 社会教化」のなかで「一 国体観念の高揚」「二 敬神崇祖の観念強調」「三 農民精神の振起」「四 生活改善」「五 社会的施設の拡充」の中項目を記載。「四 生活改善」では「(一) 冠婚」「(二) 葬祭」「(三) 入退営」「(四) 其の他」の小項目。
	筑波郡	板橋村	つくば みらい 市	12の大項目の中の「一、生活改善計画」に記載あり。その中に5つの中項目。「一、時間利用」「二、冠婚葬祭」「三、婚礼」「三、葬儀（ママ）」「四、祭礼」。時間利用は、集合時間の励行など。冠婚葬祭では、出産等の祝いは長男長女に限定、羽子板などの贈答は近親者のみ。婚礼は衣類等は質素に、伝来の因習は廃し結婚披露宴は簡素に。葬儀では、葬具の字、組合での共有、供花放鳥等の費用は節し、節約分は公共の事業に喜捨することと記す。

区分	指定町村		(現市町村名)	「二、経済更生計画」の中に記された「生活改善」(あるいは「社会教化」)に関することも含む)に関する記載事項
	郡名	町村名		
農村	真壁郡	関本町	筑西市	大項目「二 農家経済改善計画」の中に(イ)から(ホ)までの中項目。その中に「(ニ)生活の改善」の項目あり。「1.各種集会には時間の励行…」「2.冠婚葬祭の冗費節約及び共同葬具の使用を全町的に計画をする」「3.入隊營、除隊兵の自宅に於ける饗宴は極めて質素に、土産品の禁止、餞別金にかわって軍服を贈呈すること」「4.嗜好品の消費を節約、特に酒煙草の消費量が一年で4万円に達するので節約を図る。丁年未満者の禁酒禁煙の断行、酒無しデーの設定(毎月五日)」
		上野村	筑西市	16の大項目を立てている中で「一五、生活改善」「一六、社会教化」の項目に記載される。一五では、「一、冠婚葬祭に関する件」の中で「イ、出産」「ロ、節句、七五三祝い、破魔弓の贈答」「ハ、婚姻」「ニ、葬儀」「ホ、祭事」に分けて記述。また「二、徴兵検査入退營に関する件」で「イ、徴兵検査での義理は廃すること」「ロ、出兵の際に旗を立てないことは決議しているにも関わらず行うものが多いので、出兵者は親戚等にならないように知らせること」「ハ、入隊營の送迎は鎮守の社頭で行い、当家の負担をかけない、除隊者の土産は廃すること」が記されている。一六では「一、時間の励行」「二、予算生活の実行と家計簿の記載奨励」が記される。
		村田村	筑西市	「三 社会教化部」の記述の中に「一、精神の作興」「二、生活改善に関する事項」「三、農村教育」と分けて記述。「二、生活改善に関する事項」では、「1.時間の確守励行」「2.冠婚葬祭」「3.虚礼廃止」「4.質素の励行」「5.其他」に分けて記述。
	結城郡	上山川村	結城市	「一 社会教化部」の中に「一、精神の作興」「二、農民魂の振作」「三、生活改善」の中項目。「三、生活改善」では、「(イ)時間尊重(ロ)住宅改善(ハ)婚葬費節約(ニ)葬儀費の節約(ホ)冠儀(ヘ)郷土祭(十一月二十三日)(ト)自家用醬油製造による消費節約と分けて記述。
		五箇村	常総市	「三 社会部」の記述の中に、「一、精神作興に関する事項」「二、生活改善に関する事項」「三、兵士の送迎及び除隊につきての費用を節約すること、特別の者の外は土産物を廃す」「四、保健衛生思想の普及に力むること」と記される。
	猿島郡	長田村	境町	8つの大項目の中で「七、生活改善に関する事項」「八、社会教化に関する事項」に記述。七は、「(イ)葬儀及び婚葬費節約計画」「(ロ)時間励行に関する事項」「(ハ)貯金奨励に関する事項」を記載。八では「一、長田農業公民学校」「二、長田存立青年訓練所」「三、長田登龍会並に長田村処女会」「四、皇風会長田支部、長田村教育会、母姉会」に分け各組織での活動目標を記す。
		岡郷村	古河市	5つの大項目「一、精神作興に関する事項」「二、農業経営改善に関する事項」「三、購買販売改善に関する事項」「四、農家経済改善に関する事項」「五、実行促進に関する事項」「六、経済更生計画実行による収支計算」に分かれている。生活改善事項は主にと四で分けて記される。
		神大実村	坂東市	6つの大項目の中で「三 生活改善部」「四 社会教化部」で記述。三の中では、「(一)私生活の簡易化」「(二)冠婚葬祭入退營兵送迎改善」「(三)時間励行」「(四)貯金の奨励」を記し実行方法を記す。四では、「一 経済更生実行計画の鼓吹」「二 学校教育更生計画」「三 補習教育の振興」「四 青年訓練所、男女青年団の振興計画」を記す。
	北相馬郡	文村	利根町	3つの大項目の中で「三 生活改善に関する計画」で記述。計画案として「一 冠婚葬祭に関する事項」「二 出産節句に関する事項」「三 兵士送迎に関する事項」「四 雑件」「五 希望事件(「件」は「項」か?筆者註)」の5つを出し、それぞれの項目で実行方法を記す。
		大野村	守谷市	16の大項目の中で「一一 農家簿記の活用」「一二 天気予報の活用」「一三 時報」「一四 生活改善に関する事項」に記述。一四では、「(イ)各種集合時間の励行」「(ロ)冠婚葬祭費の節減」が記述される。

生活改善規約を持った更生指定村—より強化された生活習俗の系統化—

区分	指定町村		(現市町村名)	「二、経済更生計画」の中に記された「生活改善」（あるいは「社会教化」に関することも含む）に関する記載事項
	郡名	町村名		
農山村	久慈郡	黒澤村	大子町	4つの大項目の中に「四 計画実行案」が具体的に記される。計画実行案では「一 生産部」「二 経済部」「三 社会教化部」「四 実行組織」に分け記述。「三 社会教化部」では、「一 生活改善に関する事項」で（一）経常費（二）臨時費に分けて節約目標を具体的な額を示して記している。冠婚葬祭等の具体的な節約指針は（二）臨時費に記される。
		小里村	常陸太田市	3つの大項目の中に「三 社会教化部」において「一 生活改善に関する実行案」「二 社会教化に関する事項」が記される。「一 生活改善事項」では冠婚葬祭等の具体的な指針を箇条書きにしてあり、節約費用も具体的に書かれている。
	多賀郡	関本村	北茨城市	5つの大項目の中で「四 社会教化」「五 生活改善」に記される。四では「一 尊皇敬神崇祖」「二 国旗掲揚」「三 経済更生精神涵養」を記す。五では「一 時間の励行」「二 冠婚葬祭」「三 入退営」「四 その他の事項」に分けて記述。
漁村	那珂郡	平磯町	なにか市	5つの大項目の中で「一 精神作興」「五 生活改善」に記される。一では、「祝祭日には必ず国旗を掲揚」「勤儉貯蓄の涵養」「共存同營精神の活用」「自力更生精神の鼓吹」が記される。五では「時間励行」「冠婚葬祭の改善」「年始廻礼」「軍人入退営の送迎」「徴兵検査見舞廃止」「実行組合の組織」が記される。
	多賀郡	平潟町	北茨城市	3つの大項目の中で「三 社会教化」の中に記される。この中で「小学校、公民学校等の教育」「在郷軍人分会、青年団等の連絡提携と隣保共助」「成人教育」「生活改善」と記される。「生活改善」では、「冠婚葬祭」「時間の励行」が記される。

* 計画書の構成は、すべて同じとはいえないが「一、本村の概況」「二、経済更生計画」（あるいは「二、経済更生計画の細目」）の2つの章立て。

* その中で生産部、経済部、社会教化部といった委員会各部の目標が書かれていることが多い。